

住所変更などの

手続はお済みですか？

春の引越しシーズンは、市民課窓口が混雑します



住所が変わったら、14日以内に届出するよう、法律で定められています。

例年、転入・転出・転居などの住所変更が多くなる3月中旬から4月上旬にかけては、市民課窓口が大変混雑しています。

混雑が予想される日時や、手続のポイントなどについて、次のとおり参考にしてください。

1. 窓口の開設時間

月曜日～金曜日（祝日除く）8時30分～17時15分

※戸籍届出や転入・転居など、内容によっては手続に時間がかかりますので16時30分までにお越しください。

2. 混雑が予想される日時

- ・3月中旬から4月上旬
- ・月曜日、金曜日および祝日明け
- ・11時～14時ごろ

3. 比較的窓口が空いている日時

- ・火曜日～木曜日
- ・8時30分～10時ごろ、15時ごろ～17時ごろ（閉庁17時15分）

※内容によっては他課での手続がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。

4. 「本人確認資料」を持参してください

個人情報不正取得や虚偽の手続を防ぐため、住所変更や住民票・戸籍記録事項証明書（謄抄本）の交付申請の際には、次の「本人確認資料」で確認を行っています。

【本人確認資料】

- ▼顔写真付きの官公署発行の書類を1点
- （例）運転免許証、顔写真付きの住民カード、個人番号カード（マイナンバーカード）、

旅券、在留カード、特別永住者証明書など

▼右の書類がない場合は、次の書類を2点

（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書

5. 転入・転居の際は「通知カード」または「個人番号カード（マイナンバーカード）」、「在留カード」を持参してください

カードに転入・転居後の新住所を記載します。住所変更される方全員のカードを持参してください。なお、マイナンバーカード・住民カードの住所変更には個別に暗証番号（数字4ケタ）の確認が必要になります。

6. 印鑑登録証明書（印鑑証明）の発行には印鑑登録証が必要です

マイナンバーカードがあれば コンビニ交付サービスが利用できます

出雲市に住民票がある人は、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、全国のコンビニエンスストアに設置しているマルチコピー機で各種証明書が取得できます。

▶取得できる証明書

- ①住民票の写し（本人・同一世帯員）
- ②印鑑登録証明書（本人のみ）
- ③戸籍（謄本／抄本）
- ④戸籍の附票の写し（謄本／抄本）※③、④は本籍・住所ともに出雲市にある人のみ
- ⑤所得（課税）証明書（本人の最新年度分）

▶取得できる主なコンビニ

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン

▶利用時間

6:30～23:00（12/29～1/3は利用できません）
※戸籍・戸籍の附票の写しは8:30～17:15

窓口での印鑑証明の発行には「印鑑登録証」が必要ですので、必ずお持ちください。

7. お近くの窓口をご利用ください

住所変更や印鑑登録・住民票の写し等の発行などは、本庁・支所いずれの窓口でも対応できます。お近くの窓口をご利用ください。

土日窓口サービスでは、転入・転出・転居などの住所変更手続き、印鑑の登録は行っていません。

おたずね

本庁	市民課	☎21-2315
平田支所	市民福祉課	☎63-5565
佐田支所	市民サービス課	☎84-0115
多伎支所	市民サービス課	☎86-3116
湖陵支所	市民サービス課	☎43-1214
大社支所	市民サービス課	☎53-3115
斐川支所	市民福祉課	☎73-9100

軽自動車税の減免・課税免除について

軽自動車税は、一定の要件に該当した場合、減免や課税免除を受けることができます。
要件や申請期間等については、下記のとおりです。

身体障がい者等に対する減免

- 減免の対象者
身体障がい者手帳※、戦傷病者手帳※、療育手帳（A）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）の交付を受けており一定の要件に該当する人。 ※減免対象となる障がいの程度があります。
- 減免の対象となる車両
身体障がい者等の人が所有（使用）する車両のうち1台
（自動車税の減免を受けている場合、軽自動車税の減免は受けられません。）
- 申請手続き
身体障がい者手帳等、運転免許証、自動車検査証、印鑑、納税義務者の個人番号カード（または、個人番号通知カードと本人確認書類等）をお持ちいただき、市民税課・各支所（4月からは「行政センター」に名称変更）税務担当窓口へ申請してください。（前年度に減免を受けていて、車両等に変更がない人は、継続申請ハガキでの手続きとなります。）
- 申請期間／4月1日（月）～5月31日（金）

その他、公益のために直接専用する軽自動車等や構造が身体障がい者等の人が利用するための軽自動車（車いす移動車等）についても、一定の要件に該当する場合、減免されます。

軽自動車税の課税免除申請

- 対象／次の全てに該当する「商品であって使用しない軽自動車等（原付、小型特殊を除く）」
 - ①古物営業法第3条第1項の古物商の許可を受けた販売業者の名義のもの
 - ②使用の本拠地等が市内であって、現に商品として市内において保有し、販売目的で展示されているもの
 - ③古物台帳に記載があり、軽自動車税申告書の所有形態が商品車であるもの
 ※該当とならない軽自動車等の用途があります。
- 申請期間／4月1日（月）～4月10日（水）

軽自動車税のおたずねは 市民税課 ☎21-6703

西代橋の片側交互通行のお知らせ

一般県道十六島直江停車場線（西代橋）において、橋の耐震補強工事のため、終日片側交互通行を行います。
ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

区 間
西代橋北詰交差点から、南へ250m

期 間
3月 4日（月）から
9月 30日（月）まで

時 間
終 日（24時間）



おたずね／島根県出雲県土整備事務所 維持第二課 ☎30-5627

土砂災害特別警戒区域図の閲覧について

島根県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定を県内全域で進めており、出雲市においては、3月31日付けで指定予定です。

レッドゾーンの区域については、土砂災害特別警戒区域図で確認することができます。

また、この区域図は、どなたでもご覧いただくことができます。

○閲覧場所

- ・島根県出雲県土整備事務所
 - ・出雲市役所防災安全課及び各支所（支所は4月から「行政センター」に名称が変更になります）
 - ・各地区コミュニティセンター（地区内のレッドゾーンのみ閲覧可能）
- ※四絡、川跡、長浜、灘分、久木、出東地区には該当区域がありません。

○閲覧時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

おたずね／島根県出雲県土整備事務所
企画調整スタッフ ☎30-5542
出雲市役所防災安全課 ☎21-6606